

返戻金制度について

返戻金制度
採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当行は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
①一か月以内：報酬（消費税及び地方消費税を含む）の８０％
②一か月超三か月以内：報酬（消費税及び地方消費税等を含む）の５０％
③三か月超六か月以内：報酬（消費税及び地方消費税等を含む）の１０％

事業所の名称 株式会社但馬銀行神戸営業部
事業所の所在地 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目3-17 但銀神戸ビル3階